議案第１号

会長の選出について

資料１－１

向日市都市計画審議会委員名簿

（任期:令和８年４月１日～令和10年３月31日）

１号委員（学識経験者　６人以内）

氏　　名	経　　歴	備　考
青　木　　嵩	大阪大学大学院工学研究科 准教授	
大　庭　哲　治	京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻 都市基盤システム工学工学研究科 教授	
北　澤　孝　之	向日市商工会理事	
木　村　優　介	大阪工業大学工学部都市デザイン工学科 准教授	
山　本　貴　之	向日市農業委員会会長	
藤　本　英　子	京都市立芸術大学名誉教授	

２号委員（市議会議員　５人以内）

上　田　　雅	市議会議員	
近　藤　宏　和	市議会議員	
長谷川　　愛	市議会議員	
福　田　正　人	市議会議員	
米　重　健　男	市議会議員	

３号委員（関係行政機関の職員　２人以内）

水　谷　　真	山城広域振興局建設部乙訓土木事務所長	
山　本　繁　実	向日町警察署副署長	

４号委員（住民の代表　２人以内）

西　川　克　巳	元市議会議員	
清　水　陽　一	向日市社会福祉協議会理事　向日市シルバー人材センター副理事長 向日市交通対策協議会委員　向日市上下水道事業懇談会委員	

資料１－２

○向日市都市計画審議会条例

昭和４４年１２月２４日

条例第２６号

（設置）

第１条　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７７条の２第１項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、向日市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　都市計画法第１９条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。

(2)　市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。

(3)　都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。

(4)　その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　審議会は、委員１５人以内をもつて組織する。

２　委員は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和４４年政令第１１号）第３条第１項及び第２項に規定する者のうちから市長が任命する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（臨時委員及び専門委員）

第４条　審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

２　審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

３　臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

４　臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

（会長）

第５条　審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第６条　審議会は、委員並びに議案に関係のある臨時委員及び専門委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

２　審議会の議事は、出席した委員並びに議案に関係のある臨時委員及び専門委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（幹事）

第７条　審議会に、幹事若干人を置く。

２　幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

３　幹事は、会長の命を受け会務を整理する。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、都市計画課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４７年７月１３日条例第１７号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４７年４月１日から適用する。

附　則（昭和４７年９月２９日条例第２０号）

この条例は、昭和４７年１０月１日から施行する。

附　則（昭和４８年１０月１日条例第３２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１１年６月２５日条例第１６号）

この条例は、平成１１年８月１０日から施行する。ただし、第３条第１項第１号及び第３号の改正規定は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年３月３０日条例第１５号）

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に向日市都市計画審議会の委員である者の任期は、改正後の向日市都市計画審議会条例第３条第３項の規定にかかわらず、平成１２年３月３１日までとする。

資料１－３

○向日市都市計画審議会運営規則

昭和５０年１１月２０日

規則第４４号

（目的）

第１条　この規則は、向日市都市計画審議会条例（昭和４４年条例第２６号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき、向日市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について定めることを目的とする。

（招集）

第２条　審議会は、会長が必要と認めるときに、これを招集する。

２　会長は、やむを得ない場合を除き、会議の３日前までに議案を添えて会議の日時及び場所を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。

（欠席の申出）

第３条　前条第２項の通知を受けた委員、臨時委員又は専門委員は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

（議長）

第４条　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　議長及び議長の職務を代理する者としてあらかじめ指名された者に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が議長の職務を代理する。

（委員）

第５条　条例第３条第２項に規定する委員は、次のとおりとする。

(1)　学識経験のある者　６人以内

(2)　市議会の議員　５人以内

(3)　関係行政機関の職員　２人以内

(4)　住民の代表　２人以内

（委員、臨時委員、専門委員又は幹事以外の出席）

第６条　会長は、必要と認めるときは、委員、臨時委員、専門委員又は幹事以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（幹事）

第７条　条例第７条第２項に規定する幹事は、次の者をもつて充てる。

(1)　副市長

(2)　ふるさと創生推進部長

(3)　都市整備部長

（議事録）

第８条　審議会の会議については、議事録を作成するものとする。

２　議事録は、会長の承認を経るものとする。

（答申書）

第９条　会長は、議決事項について、速やかに文書をもつて市長に答申するものとする。

（委任）

第１０条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５６年６月３０日規則第２４号）

この規則は、昭和５６年７月１日から施行する。

附　則（昭和５８年６月３０日規則第１８号）

この規則は、昭和５８年７月１日から施行する。

附　則（平成８年３月２９日規則第１３号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年３月３１日規則第１３号）

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年３月３０日規則第１８号）

この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年６月３０日規則第２７号）

この規則は、平成１６年７月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日規則第６号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月３１日規則第１１号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月３０日規則第８号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月１７日規則第２号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年６月２７日規則第１５号）

この規則は、平成３０年７月１日から施行する。

附　則（令和５年９月２９日規則第２９号）

この規則は、令和５年１０月１日から施行する。

資料１－４

○都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令

昭和四十四年政令第十一号

内閣は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（趣旨）

第一条　都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会（以下「審議会」と総称する。）の組織及び運営の基準に関しては、この政令の定めるところによる。

（都道府県都市計画審議会の組織）

第二条　都道府県都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者、市町村長を代表する者、都道府県の議会の議員及び市町村の議会の議長を代表する者につき、都道府県知事が任命するものとする。

２　都道府県知事は、前項に規定する者のほか、関係行政機関の職員のうちから、都道府県都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

３　前二項の規定により任命する委員の数は、十一人以上三十五人以内とするものとする。

４　都道府県都市計画審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができるものとする。

５　都道府県都市計画審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができるものとする。

６　臨時委員及び専門委員は、都道府県知事が任命するものとする。

（市町村都市計画審議会の組織）

第三条　市町村都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命するものとする。

２　市町村長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは都道府県の職員又は当該市町村の住民のうちから、市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

３　前二項の規定により任命する委員の数は、五人以上三十五人以内（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、九人以上三十五人以内）とするものとする。

４　前条第四項から第六項までの規定は、市町村都市計画審議会について準用する。この場合において、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

（会長）

第四条　審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定めるものとする。

（議事）

第五条　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

２　審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

（常務委員会）

第六条　審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができるものとする。

附　則　抄

１　この政令は、都市計画法の施行の日から施行する。

２　都市計画審議会令（大正八年勅令第四百八十三号）は、廃止する。

附　則　（平成一一年一一月一〇日政令第三五二号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十二年四月一日から施行する。